

し立てられない。そしてそれは大抵の場合、「ごまかし」あるいは「言いのがれ」と見なされ、裁判官の心証まで悪くしてしまう危険があるのである。

岡部検事は「なにをつまらぬことを言っているのか」というような顔付で横を向いていたが、谷本裁判長は宏が喋っている間、ずっと注意深くその顔を見ていた。これはその言葉の真偽について心証を得るためだった。谷本はやがて菊地弁護士の方を向いた。

「弁護人にたずねますが、被告人の主張は、法律的に言うところ、犯行は認めるが殺意は否認する、こうとつていいのですか」

菊地はすぐ立ち上った。

「弁護人の意見は、あとでまとめて申し上げますが、御質問に答えて、被告人の言葉を補足しながら申し上げます。被告人は要するに殺意をもって被害者を死に至らしめたことを否認しているのです」

この微妙な言い方は、刺すつもりで刺したが、殺すつもりで刺したものではない、という傷害致死の主張と結びついたものである。

「けっこうです。では、あらためて被告人にきくが、第二の事実、つまり被害者の死体をそのままにしたのは、どういうつもりなのかね」

宏は裁判長と弁護人の問答の間、不安な面持で、首を左右に動かして、二人の顔をこもこもに見ていたが、裁判長の質問に対して、再び姿勢を正した。

「はい、それは起訴状の通りです。人に見られてはまずかったですので、草の中へかくそうと思っ

い間、こっちの方角へ来たことのなかつた花井は、あたりの著しい変化に眼を見張った。

もと林のあつたところが、きれいさっぱり取り払われ、地均じなしされて、一里先まで見通せる工場の敷地になつてゐる。地平線には巨大な建物の鉄骨が組み上り、ブルドーザーが、そのまわりをのろのろと動いてゐる。バス道に接して、昔ながらの酪農家があり、木柵もくさくの中に斑牛まだらうしがのんびり寝そべっているのと、対照的な風景である。

小さな川が水田を造つてゐる低地をすぎると、道は上りになり、長後の町を載せる台地にかかる。家並やなみが始まるとすぐ駅前に出る。

宮内みやうちが二階を借りてゐる家の番地は、菊地弁護士に聞いてある。米子という雑貨商は、バス停留所から、二十メートルほど行きすぎた十字路の角にあつた。煉炭れんたん、石鹼せっけん、紙、洗濯ばさみなどが、雑然と並んだ店の一方に、タバコを売る窓口が開いてゐる。

「ひかり一つ下さい」

と声をかけると、奥からステテコ姿の五十がらみの男が、出て来て、無愛想にひかりを一つ、窓口へ差し出し、ジロリと花井の顔を見上げた。

その眼付が意外にきついやぶにらみだったので、花井はちよつとたじろいだが、代金をおきながら、さり気なくきく。

「この辺に宮内辰造つて人がゐるはずだが、知りませんか」

男にじろじろ顔を見られるのは、覚悟してゐた。

「宮内なら、うちの二階にゐるよ」と男は答えた。

よ」

「あなたはそれをさつき言わなかったですね」

「聞かれなかったから、言わなかっただけだよ。坂井の姉嬢の尻追っかけてるって、なんて町の衆に言われたくねえし、ばあさんがうるさいものな」

傍聴席に低い笑い声があった。

「あなたは勘定を現金で払いましたか」

「うん、まあ、大抵払ったが」じいさんは少し口ごもった。「つけにしたこともある」

「ハツ子の死亡時現在で、二千五百二十円残ってやしませんでしたか」

じいさんの顔に驚きと恐怖の色が現れた。

「どうして、そんなことまで……」彼はおしまいまで言い切ることができなかった。

「質問に答えて下さい」菊地弁護士は事務的な口調で言った。

谷本裁判長の顔には注意力が現れていた。菊地が二千五百二十円という、細かい数字を挙げたのに、好奇心をそそられたのである。

「証人には六月二十八日現在で『みよし』に支払うべき勘定がありましたか」

菊地弁護士は質問を繰り返した。

「ハツ子はそのつもりだったかも知れねえです」

大村のじいさんは観念したようだった。

「金額は二千五百二十円ですか」

た。従ってさつきから、検察官の異議の申立が多すぎると思っていたのである。

証人の取調べは、当事者主義に基づき、交互尋問によって行われるのが、新刑訴の建前である。従って裁判官の法廷指揮は、それがルールを踏みはずさぬように監視し、仲裁役の役割を果しながら、裁判の円滑な進行をはかるのを原則とすべきは、論をまたない。

しかし実際においては、裁判官の実体的真実を捉えようという意思は強く、当事者の利害はそれほど尊重されない。裁判長は常に真実を発見できる機会をのがすまいとする。日本の裁判がテレビドラマにあるように、検察官と弁護人の間の、派手な応酬にならないのはこのためである。

これらのことは菊地弁護人の計算のうちにはいっていった。彼は宮内が大村のじいさんを恐喝していたということをはのめかせば、裁判長の真実発見欲を刺戟するのに充分だと信じていた。岡部検事もこれ以上、異議をくり返せば、裁判長が自分で尋問すると言いつまみついていると考えた。

「しかるべく」と呟くように言い、唇を噛んで腰をおろした。

（この事件は弁護士にうまくやられたようだ）と岡部検事は考えた。（菊地は巧妙に午後出廷するはずの宮内証人の信用性を失わせることに成功している。新聞は面白おかしく書き立てるかも知れない）

普段ならとくに記者室へ帰って、簡単な第一報を送ったあと、麻雀でもはじめているはずの各社の記者が、この時まだ傍聴席の前方にがんばって、忙しくメモに筆を走らせているさま

「そうです」

「するとハツ子さんがひそかに宏を愛していたので、あなた方に嫉妬していたとしても、おかしくないわけですね」

岡部が昨日と同じようにどうしても言わせたいのだということが、ヨシ子にはわかった。うわさのように、宏は姉とほんとに関係があったのだろうか、という疑いが、はじめて彼女の心にきざした。彼女は反射的にうしろを向いて、被告人席の夫を見た。

彼女は宏がはげしく首を振るのを見た。言葉は出さなかったが、眼をヨシ子の顔に据えていた。そしてヨシ子が正面に向き直るまで、首を振るのをやめなかった。(そんなことは絶対にない。信じちゃいけない) 宏の眼はそういつていた。そしてヨシ子は信じた。

しかし判事、検事、弁護士など、法廷のいわば技術者達は、そう簡単には信じなかった。無実な者が自白することがある一方、有罪の者がどんなにきつぱり罪を否定するものであるか、それらの人達は経験によって知っていたからである。

彼等が宏の態度だけでは真実はわからない、と判断を留保したのは当然であるが、ただそういう証言を、ヨシ子の口から引き出そうとする岡部検事の真意がどこにあるのか、野口判事補にとつては明白だった。

ハツ子とヨシ子と宏が三角関係にあるとすれば、宏はハツ子を殺す有力な動機を持つことになるからである。野口も、妊娠の事実と墮落ちの計画を父親に告げられるのをおそれたというだけでは、殺人の動機としては弱い、と思っていた。もし宏がハツ子と肉体関係があり、そし

すみ江は、死んだハツ子がたまに家へ来た時、「いつそ死んじまいたいわ」と言うのを、二度ばかり聞いていた。菊地弁護人の弁論を聞くうちに、そのことを思い出し、やっと宏を許す気になったのだった。

これは法廷に持ち出されなかった事実だった。彼女は一番判決後、菊地弁護人にそれを告げて、控訴するなら、証人に立つてもいい、と言ったが、宏に控訴の意思はないことは明らかだし、それは犯罪事実とあまり関係がなく、あなたが思っているほど重要ではないのですよ、とさとされて、引き下った。すみ江の宏に抱いていた怨恨はこれでほとんどなくなつた。

そんな風に万事は好転しているのに、宏が、「その子供は中絶した方がよかつたんだ」と言うので、ヨシ子は無性に悲しくなつてしまつた。宏のなにか打ち解けない態度も不可解であつた。

「どんな子供が生れて来るかわからない。男か女か知らないが、おれみたいな父親を持つた子供は、ふしあわせだ」と彼は言つた。

「そんなことないわ。犯した罪を償えば、あなたはもとの体になるんだわ」とヨシ子は叫んだ。「二年や三年つとめて、あの罪が消えるだろうか。おれはほんとは……」

宏は声を低めた。その獣のような顔を見て、
「よして、よして、もうたくさん」

とヨシ子は叫んだ。彼女は宏が狂つたと思つた。花井教諭が、ヨシ子の依頼で、面会に来た。